

## 国民健康保険税の税率改正について

(3月議会上程予定)

## 1 改正理由

令和2年度に新たに策定された「第2期埼玉県国民健康保険運営方針」において、「令和8年度まで赤字を解消すること」や、「令和9年度から保険税水準を統一すること」など、明確な目標年次が設定されたことにより、6年の間で赤字の解消や県の標準保険税率との乖離を解消する必要が生じたため、令和3年10月21日に、蕨市国民健康保険運営協議会に「蕨市国民健康保険税の税率の見直しについて」諮問。3回にわたるご審議の結果、12月23日に「被保険者の負担が急激に増加することのないよう、段階的な改定が適当である」との答申を受け、本答申に基づいた税率のとおり改正を行う。

## 2 改正内容

		税率		賦課限度額	
		現行	改正後	現行	改正後
基礎分	所得割	6.4%	6.4% (変更無)	61万円	63万円
	資産割	30%	20%		
	均等割	15,000	21,000		
	平等割	6,000	6,000(変更無)		
支援分	所得割	1.3%	2.0%	19万円	19万円
	均等割	9,000	12,000		
介護分	所得割	1.0%	1.3%	16万円	17万円
	均等割	11,000	11,000 (変更無)		

## &lt;未就学児均等割軽減&gt;

未就学児(賦課期日4月1日現在で6歳未満の被保険者)に係る均等割の税額を5割減額。  
ただし、法定軽減に該当する世帯については、法定軽減後の均等割額に対し、5割を減額。

	税額	未就学児均等割軽減後			
		7割軽減 該当者	5割軽減 該当者	2割軽減 該当者	軽減無
基礎分	21,000	3,150	5,250	8,400	10,500
支援分	12,000	1,800	3,000	4,800	6,000
合計	33,000	4,950	8,250	13,200	16,500

(公費負担割合)

国:1/2 県:1/4 市:1/4